

## 2027年国際園芸博覧会（横浜グリーンエキスポ） 横浜市発信拠点における物品・役務協賛募集要項

2027年国際園芸博覧会（以下、「横浜グリーンエキスポ」という。）は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

このたび、本市はこの横浜グリーンエキスポにおいて、会場のUrban GX Village内に発信拠点を設け、横浜らしいグリーン社会におけるまちや暮らしを全国・世界に向け発信します。来館者にとって魅力的で、質の高い体験価値を創出する発信拠点を実現するため、物品・役務に協賛いただける企業・団体を募集します。

### 1 協賛募集の内容等

#### (1) 協賛募集内容

横浜市発信拠点を共に創り上げるための物品・役務を以下の募集テーマに基づいた企業・団体の提案によりご提供いただきます。なお、募集テーマは随時追加していく予定です。

#### 【募集テーマ】

- ア 再生可能エネルギー活用
- イ VIP 接遇
- ウ ホスピタリティ
- エ 体験価値向上
- オ 運営支援
- カ 暑熱対策
- キ ナイトプログラム

#### (2) 提供方法

##### ア 無償貸与

物品を協賛者所有のまま無償で貸与いただきます。（会期終了後は、協賛者において回収の上、販売や再利用いただくようお願いします）

##### イ 物品の提供

必要な物品をご提供いただきます。所有権は横浜市に帰属します。

##### ウ 役務の提供

必要な技術やサービス等をご提供いただきます。

#### (3) 募集期間

令和8年5月25日から令和8年7月24日まで

各テーマともに申込順に順次協議を開始します。協議が成立した場合には、別途、協賛企業・団体と本市との間で、協賛内容等に関する協賛契約書を締結します。募集テーマごとに物品・役務が充足した場合には、本市の判断により申込受付を終了し、又は協議を終了することがあります。

なお、募集テーマを追加する場合は別途募集期間を定め、本市ウェブサイトにて公表します。

#### (4) 協賛における留意事項

- ア 物品・役務の納入・設置・修繕・撤去・回収等にかかる費用は、原則として協賛者にご負担いただきます。

- イ 物品に瑕疵が存在していた場合には、原則として、協賛者の負担において、遅滞なく回収・交換・補修等を行っていただきます。
- ウ 横浜グリーンエキスポのサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、横浜グリーンエキスポの一般規則、特別規則、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守してください。
- エ 原則として、1者につき協賛内容の金額換算 100 万円以上から申込可能です。

(5) その他

協賛者（協賛に関係する者を含む）及び提供内容が次に該当する場合は、受付はできません。

- ア 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合
- イ 市の施策、条例及び規則に抵触する場合
- ウ 政治的、宗教的な要素を含む場合
- エ その他、連携を行うにあたり不適合と判断した場合

## 2 申込方法・流れ

提出書類一式を添付のうえ、下記の送付先へ、電子メールでご提出ください。

なお、電子メールに添付する提出書類の容量は、7MB 未満としてください。7MB 以上の容量の場合は、大容量ファイル送信サービスにて送付してください。

【送付先】 da-greenexpo-kyousan@city.yokohama.lg.jp

【件名】（企業・団体名）横浜市発信拠点物品・役務協賛申込書について

(1) 提出書類

- ア 物品・役務協賛申込書（様式1）
- イ 登記事項証明書（発行から3か月以内のものをスキャンデータで送付）
- ウ 誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）（様式2）
- エ 構成員届出書（複数の企業・団体等での申込の場合）（様式3）  
※複数の企業・団体等での申込の場合は、構成する企業・団体の登記事項証明書及び誓約書の提出をお願いします。

(2) 申込要件

申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件を全て満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。複数の企業・団体等で申し込む場合は、各構成員が次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。個人からの申込は受け付けません。

- ア 申込に関する責任者が、申込時点で18歳以上であること。
- イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

(3) 申込み後の流れ

- ア 各テーマとも申込順に提出書類に基づき順次本市と協議を行います。
- イ 協議が成立し次第、協賛企業・団体と本市は協賛内容等に関する協賛契約書の取り交わしを行います。

### 3 協賛内容の金額換算

物品・役務の協賛内容は金額換算に基づいて算定し、原則として定価を用いて算定し、金額換算してください。詳細については、別途協議の上で対応します。なお、物品・役務の納入・設置・修繕・撤去・回収等にかかる費用についても金額換算の対象とします。

### 4 協賛特典

協賛企業・団体には、協賛内容の金額に応じて以下に掲げる特典を提供します。詳細については、協賛契約書において別途定めます。

		500万円以上	100万円以上
呼称権*1*2	(社名)は横浜グリーンエキスポの(横浜市発信拠点名称)にトリプルスターパートナー☆☆☆として協賛しています。	○	
	(社名)は横浜グリーンエキスポの(横浜市発信拠点名称)にダブルスターパートナー☆☆として協賛しています。		○
名称表示権	発信拠点に設置する看板での協賛企業・団体名一覧	大	中
	本市ホームページでの協賛企業・団体名一覧	大	中
贈呈品	感謝状	○	○

\*1 発信拠点名称決定前は「(横浜市発信拠点名称)」を「横浜市発信拠点」とする。

\*2 契約終了後においては、自社のウェブサイト、統合報告書、会社案内、社史、IR資料等において「2027年国際園芸博覧会 (横浜市発信拠点名称) 協賛実績」として、事実関係を過去形で表示することができる。

### 5 免責事項

- (1) 協賛者が提供した物品・役務について、本市の責めに帰すことのできない理由により破損等が生じた場合に発生する損害については、本市は責任を負いません。
- (2) 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病(新型コロナウイルス感染症を含む)、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他、本市及び協賛企業・団体の責めに帰すことのできない理由により、横浜グリーンエキスポ又は横浜グリーンエキスポに向け本市が実施する事業の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、本市及び協賛企業・団体は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しないこととします。

### 6 お問合せ

本協賛募集に関するご質問は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

【担当】脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

【メール】[da-greenexpo-kyousan@city.yokohama.lg.jp](mailto:da-greenexpo-kyousan@city.yokohama.lg.jp)

(様式1)

2027年国際園芸博覧会（横浜グリーンエクスポ）

横浜市発信拠点における物品・役務協賛申込書

年 月 日

横浜市長

(協賛申込者)

住 所

名 称

代表者

2027年国際園芸博覧会（横浜グリーンエクスポ）横浜市発信拠点の趣旨に賛同し、次のとおり物品・役務の協賛を申し込みます。

協賛申込者・協賛内容

企業・ 団体概要	ホームページ			
	資本金	円	従業員数	人
	業種(主要なもの)			
連絡先	所属・役職			
	氏名	(フリガナ)		
	電話番号	(代表・直通)		
	E-mail			
協賛区分 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 無償貸与 <input type="checkbox"/> 物品の提供 <input type="checkbox"/> 役務の提供			
募集テーマ (該当するものをチェック、複数可)	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー活用 <input type="checkbox"/> VIP 接遇 <input type="checkbox"/> ホスピタリティ <input type="checkbox"/> 体験価値向上 <input type="checkbox"/> 運営支援 <input type="checkbox"/> 暑熱対策 <input type="checkbox"/> ナイトプログラム			

(裏面あり)

協賛内容

内容

数量・規模

提供方法・期間

金額換算

留意事項

(様式2)

誓約書

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

(法人の場合は、団体名及び代表者の職氏名)

TEL

私(法人の場合、法人及び役員)は、横浜市暴力団排除条例(以下「市条例」という)の趣旨に基づき、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私(法人の場合、法人及び役員)は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 市条例第2条第2号に定める暴力団
  - (2) 市条例第2条第3号に定める暴力団員
  - (3) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
  - (4) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
  - (5) 市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)
  - (6) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
  
- 2 貴団体が必要と認めた場合には、上記1に該当する者でないことを確認するため、私(法人の場合は役員)の氏名、住所、生年月日、性別等を記載した役員等氏名一覧表を貴団体が指定する期日までに提出し、貴団体がそれらの情報を警察に照会することについて同意します。また、私以外の役員についても、利用目的を説明したうえで、それらの情報の提出及び警察への照会について同意を得ます。
  
- 3 1又は2の誓約事項に反した場合若しくは虚偽であった場合、2027年国際園芸博覧会(横浜グリーンエクスポ)横浜市発信拠点における物品・役務協賛契約書の定めに基づき貴団体によって契約が解除されうることを認め、これに伴い貴団体に損害が発生した場合はこれを賠償することを約します。

(様式3)

構成員届出書 (代表構成員)

年 月 日

横浜市長

住 所  
名 称  
代表者

2027年国際園芸博覧会（横浜グリーンエクスポ）横浜市発信拠点における物品・役務協賛申込について、別紙「構成員名簿」に記載する構成員と共同して応募します。

なお、応募にあたって、代表構成員として、2027年国際園芸博覧会（横浜グリーンエクスポ）横浜市発信拠点における物品・役務協賛契約書に係る一切の権限を有することを確約します。

※ 別紙「構成員名簿」には、グループの名称（仮称でも可）のほか、本届出書記載の届出者を含んだ構成員全員の名称・代表者・住所の各項目を記載してください。

なお、住所の項目につきましては、企業等の所在地を記載ください。

